

「一者応札・一者応募」に係る改善方策について

1. 概要

宮内庁においては、「公共調達最適化」の観点から、随意契約の見直しを行い、やむを得ない場合を除き、競争入札、企画競争、公募等の競争性のある契約方式への移行を進めています。

そうした中でも入札参加者・応募者が一者となる、「一者応札・一者応募」の契約案件も見られることから、契約方式の移行が形の上だけのものにとどまることのないよう、その理由を検証するとともに、今後の改善へ向けての方策を検討することとしています。

2. 「一者応札・一者応募」となった契約の実績

(1) 平成19年度実績

①一般競争・指名競争入札 14/239 (一者応札の件数/契約件数=5.6%)

内訳	公共工事	0/143	(同上)	=0%
	物品・役務等	14/96	(同上)	=14.6%

②企画競争・公募 1/3 (応募なし又は一者応募の件数/契約件数=33.3%)

内訳	物品・役務等	1/3	(同上)	=33.3%
----	--------	-----	------	--------

(2) 平成20年度上半期実績

①一般競争・指名競争入札 19/143 (一者応札の件数/契約件数=13.3%)

内訳	公共工事	2/63	(同上)	=3.2%
	物品・役務等	17/80	(同上)	=21.3%

②企画競争・公募 3/5 (応募なし又は一者応募の件数/契約件数=60%)

内訳	物品・役務等	3/5	(同上)	=60%
----	--------	-----	------	------

3. 具体的な取組について

(1)各府省庁において取り組むべきとされている、行政支出総点検会議による指摘事項を踏まえ、「一者応札・一者応募」となった契約について、よく検証するとともに、改善へ向けて次のような方策に取り組めます。

①条件等の見直し

入札参加者・応募者を不当に制限することのないよう、参加資格条件等について、真に必要なものであるかをよく精査する。

②発注単位等の見直し

例えば、複数の異なる業務、また、複数の地域での業務を一括して発注していた場合、参加しやすい条件とするため、各業務を分割して発注するなど発注単位の見直しを行う。

③公告について

事業者側が入札公告を目にするのがなく、業務の発注そのものに気が付かないことのないよう、公告期間をできるだけ長い期間確保することにより、より多くの事業者に周知するよう努める。

④契約から業務開始までの準備期間について

入札実施から契約、そして業務開始までの期間に十分な余裕をもたせることにより、準備期間が不足することから参加を断念されることのないよう努める。

⑤情報の収集

事業者に対し、「一者応札・一者応募」となった理由及びその改善方法について、意見を求めるなど、情報を収集し、活用に努める。

(2)宮内庁では、今般「宮内庁支出総点検プロジェクトチーム」を設置(本年1月)し、行政の経費節減を図ることを目的として、幾つかの課題に取り組めますが、この「一者応札・一者応募」の問題についても、全庁的な問題として、平成21年度の取組目標として設定し、改善に向けた方策について、検討を進めることとしています。